

## 令和4年 第4回蔵王町農業委員会総会議事録

第4回蔵王町農業委員会総会は、令和4年4月25日蔵王町役場大会議室に招集された。  
出席農業委員は次のとおりである。

1番	村 上 利 雄	2番	山 家 一 彦
3番	勅使瓦 幸 一	4番	佐 藤 ゆ り
5番	佐 藤 良 彦	6番	玉 根 可 奈
7番	菅 井 啓 二	8番	平 間 栄
9番	武 田 明 夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三 沢 敏 朗	山 家 文 一	村 上 智 彦
大 和 憲 男	會 田 照	鈴 木 好 和
山 家 照 雄	川 村 富士男	我 妻 義 明
佐 藤 雄 一	杉 山 由美子	

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

齋 藤 秀 俊 平 間 昭 男

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂 金 肇
書 記	齋 藤 真 澄
	山 家 知 之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告事項2 非農地証明願について
- 日程第4 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画書を決定することについて
- 日程第6 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第7 第4号議案 非農地証明について
- 日程第8 第5号議案 令和3年度の活動の点検・評価（案）及び令和4年度の活動計  
画（案）について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第4回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

議長	これより会議を開きます。 只今の出席農業委員は9名、推進委員は11名であります。 斎藤秀俊推進委員、平間昭男推進委員からは欠席の報告がありました。 定足数に達しておりますから、会議は成立了しました。 これより、令和4年第4回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
議長	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって、5番佐藤良彦委員、6番玉根可奈の2名を指名いたします。
事務局長	日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
議長	[事務局長朗読により報告] 報告が終わりましたので、質問を許します。
議長	[なしの声あり] 質問がございませんので、日程第2 報告事項1を終わります。
事務局長	日程第3 報告事項2 非農地証明願の提出がありましたので、内容について事務局に説明をさせます。
議長	[事務局長朗読により説明] 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。規定により会長が指名をいたします。2番山家一彦委員、4番佐藤ゆり委員の2名を指名いたします。
議長	説明と指名が終わりましたので質問を許します。
事務局	[事務局より資料(位置図)の訂正あり]
2番委員	現況が宅地となっているが、かつて転用許可が出て地目を直さなかつたものかどうか。
事務局	非農地となった時期が平成2年3月頃とあり、この頃に転用許可が出て住宅が建築されておりますが、申請地は転用許可とはなっていませんが、同時期に宅地化されたものと思われます。
2番委員	そういうのは、非農地で認めていいものなのか。

事務局長	非農地となった年数は基準をクリアしております。蔵王町はこのケースが多い。勘違いして農地まで宅地化させてしまった。あるいは、建築後に農地法違反の意識なく自分の農地を宅地として活用してしまう。
議長	これまでも、悪意なく農地以外にしてしまい、農地に復元させるのが現実的でないもので、非農地証明の基準をクリアしているものは、止む無く認めてきた経緯もあります。今回のケースに限って厳しい判断をするのは難しいと思われます。
議長	他に質問はありませんか。
議長	[なしの声あり]
議長	質問がございませんので、日程第3 報告事項2を終わります。
事務局長	日程第4 第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
議長	[事務局長朗読により説明]
議長	(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。
議長	では、現地調査した委員は、結果を報告してください。
議長	[1番委員により現況報告]
議長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。
議長	[なしの声あり]
議長	質疑がございませんので採決いたします。日程第4 第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議長	[異議なしの声有]
議長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案どおり承認されました。
議長	日程第5 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。
事務局長	[事務局長朗読により説明]
議長	(説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
議長	説明が終わりましたので質問を許します。
議長	[なしの声あり]
議長	質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第2号議案は原

		案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
議 長		[異議なしの声あり]
		異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
		次の、日程第6 第3号議案は、議事参与の制限がございます。三沢敏朗推進委員の退席を求めます。
議 長		[三沢敏朗推進委員退席]
		農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）を議題といたします。
事務局長		事務局に説明をさせます。
事務局長		[事務局長朗読により説明]
		(説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。詳細は、別紙調査書のとおりです。
議 長		説明が終わりましたので質問を許します。
5番委員		貸借料を見ると、今年度まで玄米30kgを来年度から60kgとあります。改定するという事はこれまで貸借していたということですか。
8番委員		申請地は集団転作組合が借り受け、これまで永年性牧草をつくっていました。それが所有者に返すとなったことから今回の申請となったと聞いています。
		牧草地を田に戻す訳ですから、畦畔も作らなくてはならないし、収量を見込めない。それで1年目は30kg、2年目から60kgとしたものです。
5番委員		なぜ転作組合が借りていた牧草地を一気に返すことになったのか。 て
8番委員		国の政策の転換で、これまで永年性牧草は10a当たり35,000円出ます。集団転作の場合、10,000円プラスで45,000円。これを地主と分けていたわけですが、今後は種を播かなければ10,000円、種を播いて35,000円となった。それに5年に1回は田に戻さなければならない。それが出来なければ畠地化する方向のようです。そんな事情があつての事と思われます。
議 長		他に質問はありませんか。
		[なしの声あり]
議 長		質疑がございませんので採決いたします。第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。

		た。三沢敏朗推進委員の入場を許可します。
議長		[三沢敏朗推進委員入場]
事務局長	日程第7 第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。	
議長	[事務局長朗読により説明]	
5番委員	では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。	
3番委員	[3番委員により現況報告]	
議長	報告が終わりましたので、質問を許します。	
5番委員	申請では、田と畠が現況宅地ということですが、これはすでに一体とした宅地になっているのか。	
3番委員	現地を見たところ、その区別なく長年、宅地として利用されているようです。	
議長	他に質問はありませんか。	
議長	[なしの声あり]	
議長	質問がございませんので採決いたします。日程第7 第4号議案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。	
議長	[異議なしの声あり]	
議長	異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。	
	日程第8 第5号議案「農業委員会の適正な事務実施について」に係る令和2年度の活動の点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。	
事務局長	[事務局長朗読により説明]	
議長	説明が終わりましたので質問を許します。	
3番委員	これは農林業センサスとかの数値を入れるようになるのか。もっと詳しい最新のデータもあるように聞いているが。	
事務局長	そういうデータがあるとしても、ここではセンサスの数値を採用する事になっており、各市町バラバラのデータでは比較対照も出来なくなる。	
3番委員	活動の見える化としてこういったものを公表するようになった。調べると蔵王町は委員、推進委員の報酬は高い方である。これからも会議出席ばかりでなく、現地に出向いてしっかりと実績を上げる活動をしていくべきである。	
	まず、新規参入が2件であったとあるが、どういったものだったか。	
	それと、利用集積の拡大と遊休農地を無くしていくのが我々の活動であると思う。それと、令和4年度末の1180haは実現可能なのか。	
事務局	新規参入について、1件は農地法3条での新規参入。もう1件は基盤	

	法であります。いずれも野菜を作っております。
3番委員 事務局長	遊休農地は緑区分で11ha。黄区分が0haとなっております。 1,810の集積はできるのか。
3番委員 事務局長	確かに難しいかも知れない。しかし農地面積の8割程度を目標としないという國の方針、さらに、町のとしての指針もこの数値を目標に定めている。自ら定めた指針ですので、達成できなくとも現状ではそれを目指すべきだと思われます。
3番委員 事務局長	委員も推進委員も大変だと思いますが、月15日の活動。これはどうですか。
2番委員 事務局長	活動記録の記載について、時間の過多にかかるわらず活動があればそれを1日分としてとらえることになりました。 ただ、委員、推進委員が特に事情なく活動しなかった場合、交付金対象外になりますし、2日程度だと個人のペナルティになるようです。國の指針どおりの目標ですが、公金対象外や個人が不支給にならない範囲で出来るだけ月の半分の活動を目指すということです。
2番委員 議長	今言ったようなペナルティはこれまで無かったの?。まあ、要はきちんと記録すればいいんだよね。
2番委員 議長	でも15日は、難しいかな。
2番委員 議長	我々も簡単な日数であるとは思っておりません。毎月最低限動かなければならぬ日数はありますが、それ以上で、この目標を目指して超えたり届かなかつたりでいいのかなと思っております。
2番委員 議長	他にありませんか。
2番委員 議長	目標は目標でいいんですが、我々委員や推進委員として、何をしていくべきなのか、話し合いや研修、実勢計画を立てるとか具体化させていく必要があると思われる。
2番委員 議長	他に質問はありませんか。
2番委員 議長	[なしの声あり]
2番委員 議長	質疑がございませんので採決いたします。日程第8 第5号議案は原案のとおり承認し公表することに決してご異議ございませんか。
2番委員 議長	[異議なしの声あり]
2番委員 議長	異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案どおり公表することと致します。
2番委員 議長	以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
	(午後2時48分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名する。

令和 4 年 5 月 25 日

議長

武田 明夫

5番

佐藤 良考

6番

玉根 江可奈

